

知っているようで本当は知らないEtc. ～『董事長』と『総経理』

中国に現地法人を設立する過程では、現地法人に関わる基本事項を決定する必要があります。役員の選任も基本事項として検討が必要になりますが、役員の構成及びこれらの役員が果たす機能は、現地法人の組織運営上、重要事項といえます。今回は、董事長と総経理を対比しつつ、現地法人の役員について説明します。

1、董事会と董事長

董事会は投資者から委託を受けた董事によって構成されます。董事会は、会社の定款及び会社法等の法令に規定される事項について意思決定を行い、会社はこの意思決定に基づいて組織運営を行うこととなります。董事長は、この董事会の議長として、董事会の運営等に関する権限が与えられます。

なお、会社法上、投資者が単独もしくは複数であっても少数である場合には、会社が董事会を組織せず、一名の執行董事を選任しその執行董事に意思決定を委ねる形態も認められています。

2、総経理

総経理は董事会もしくは執行董事制による場合は執行董事（以下、両者をあわせて「董事会等」とします）によって選任され、董事会等にて意思決定された事項について、従業員を組織して実行する権限と責任を負います。

このように、中国の会社では、董事会等において決定された会社の方向性に基づいて、董事会等から委任された総経理が会社運営を行うこととなります。

3、法定代表人

上記のように、董事長や総経理という地位は会社の内部における職責に基づく役職ですが、対外的に会社を代表する権限を与えられた者を法定代表人といいます。法定代表人は、董事と同様に投資者によって選任されます。この法定代表人はその行為が会社の行為であるとされる点で、対外的に重要な影響力を持つこととなります。そのため、中国では、法定代表人は登記事項であるとともに、工商行政管理局が発行する営業許可書にその氏名が記載されます。

4、日本でいう代表取締役（社長）との相違

『日本でいう社長は、董事長と総経理のうちのどちらでしょうか？』という質問をいただくことがあります。日本の代表取締役とは、会社の代表者でありかつ会社運営の最高権限が与えられている者を差します。これを中国の制度に照らすと【会社の代表者＝法定代表人】、【会社運営の最高権限＝総経理】となり、投資者から法定代表権限を与えられた総経理といえます。したがって、中国現地法人において日本の代表取締役と同様の地位を与えようとする場合には、法定代表権限を授与された董事長について総経理を兼任させる必要があることとなります。

一方、中国では、会社の実質的なリーダーのことを『老板（ラオパン）』と表現することがありますが、これは、上記のような法律上の概念とは異なる俗称と言えます。日本でいう『社長』も、法律上の概念ではないことから考えますと、日本で言う社長とは、会社の実質的なリーダーである『老板（ラオパン）』である、というのが正しい回答なのかもしれません。